

継続の許可及び承継の許可を適用する漁業

- 1 大分県漁業調整規則（以下「規則」という。）第14条第1項第1号の規定による許可（以下「継続の許可」という。）を適用する知事が指定する漁業は、規則第4条第2項に規定する漁業ごと及び船舶等ごとに許可を受けなければならない漁業であって、許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数の上限を定めた漁業種類とし、次表のとおり定める。
- 2 規則第14条第1項第4号の規定による許可（以下「承継の許可」という。）を適用する知事が指定する漁業は、規則第4条第2項に規定する漁業ごと及び船舶等ごとに許可を受けなければならない漁業とし、次表のとおり定める。

令和2年12月1日

大分県知事 広瀬 勝貞

漁業の種類	漁業種類	番号	継続の許可	承継の許可	備考		
1	中型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業	1-1-1	○	○		
			1-1-2				
			1-1-3				
			1-1-4				
			1-1-6				
			1-1-7				
			1-1-8				
			1-1-9				
			1-1-10				
			1-1-11				
			1-1-12				
2	小型機船底びき網漁業	手繰第2種こぎ網漁業	2-1-1	○	○		
			2-1-2				
			2-1-3				
			2-1-4				
			2-1-5				
			2-1-6				
			手繰第2（3）種なまここぎ（なまこけた）網漁業	2-4-2	○	○	
				2-5-4			
				2-5-5			
				2-5-6			
		上記以外	2-5-7	○	○		
			2-5-8				
		上記以外	上記以外		○		
3	瀬戸内海機船船びき網漁業	3-1-1	○	○			
4	機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業（別府湾）	4-1-3	○	○		
		上記以外					
		上記以外					
5	ごち網漁業	全て		○			
6	小型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網（1そうまき網）漁業	6-1-1	○	○		
			6-1-2				
			6-1-4				
7	棒受け網漁業	全て		○			
14	押網漁業	全て		○			
-	もじゃこ漁業	-	○	○	令3.2.26変更		
-	小型機船底びき網漁業	手繰第2種こぎ網漁業（山口県漁業者）	-		○		

備考 「番号」とは、大分県知事許可漁業の許可又は起業の認可の取扱い方針（令和2年12月1日付け漁管第966号）別表第3中の番号をいう。